



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）…………… 2
- 沖縄県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）…………… 2
- 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例（警察本部組織犯罪対策課）…………… 4

規 則

- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課）…………… 7

公安委員会事項

- 沖縄県迷惑行為防止条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7
- 沖縄県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7

公布された条例のあらまし

- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第59号）
 - 1 サテライト型養護老人ホームを設置することができる本体施設に養護老人ホームを加えることとした。（第13条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（条例第60号）
 - 1 卑わいな行為として禁止している痴漢行為について、衣服等の上から他人の身体に触れる行為及び衣服等に覆われていない身体に直接触れる行為についても規制することを明示することとした。（第3条関係）
 - 2 専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他これらに類する感情を充足する目的で、当該特定の者等に対し、つきまとい等を反復して行うことを規制することとした。（第5条関係）
 - 3 2の行為規制を加えることに伴い、当該行為に関する罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等とすることとした。（第11条関係）
 - 4 その他所要の改正を行うこととした。（第3条及び第6条から第18条まで関係）
 - 5 この条例は、平成31年3月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

- 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第61号）
 - 1 事業者が暴力団の活動を助長すること等を知って、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して財産上の利益の供与をすることを禁止することとした。（第13条関係）
 - 2 暴力団排除特別強化地域について定めることとした。（第7章関係）
 - (1) 暴力団排除特別強化地域の範囲について定めることとした。（第18条関係）
 - (2) 特定営業者の禁止行為について定めることとした。（第19条関係）
 - (3) 暴力団員の禁止行為について定めることとした。（第20条関係）
 - 3 2の(2)及び(3)の禁止行為を定めることに伴い、当該行為に関する罰則を1年以下の懲役又は50万円以下の罰金等とすることとした。（第25条関係）
 - 4 その他所要の改正を行うこととした。（目次並びに第13条、第15条、第21条から第24条まで及び第26条関係）
 - 5 この条例は、平成31年5月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第59号

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「以外の」の次に「養護老人ホーム若しくは」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第60号

沖縄県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

沖縄県迷惑行為防止条例（昭和50年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「しゅう恥」を「羞恥」に改め、同項第1号中「上から」の次に「又は」を加える。

第17条中「第11条第1項第2号、第12条第1項若しくは第2項、第13条第1項」を「第12条第1項第2号、第13条、第14条第1項」に、「第14条又は第15条」を「第15条又は第16条」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条第1項第2号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第12条とする。

第10条の前の見出しを削り、同条第1項に次の1号を加える。

(3) 第5条第1項の規定に違反した者

第10条を第11条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(反復したつきまとい等の禁止)

第5条 何人も、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他これらに類する感情を充足する目的（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定する目的を除く。）で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいう。第1号において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 義務のない行為をすることを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

(1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第61号

沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例

沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 義務違反者に対する措置等（第18条—第20条）」を「第7章 暴力団
第8章 義務違
排除特別強化地域（第18条—第20条）
に、「第8章」を「第9章」に、「第21条」を
反者に対する措置等（第21条—第23条）」

「第24条」に、「第9章」を「第10章」に、「第22条・第23条」を「第25条・第26条」に改める。

第13条中「第15条において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないうちでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第15条の見出しを削る。

第23条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条を第26条とし、同条の前に次の章名及び1条を加える。

第10章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- (2) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第19条の規定に違反した者
- (3) 第20条の規定に違反した者

- 2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第9章の章名及び第22条を削る。

第8章中第21条を第24条とし、同章を第9章とする。

第7章中第20条を第23条とし、第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、同章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 暴力団排除特別強化地域

(暴力団排除特別強化地域)

第18条 暴力排除活動を特に強化する必要がある地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域（以下この章において「特別強化地域」という。）とする。

- (1) 那覇市松山1丁目1番から5番まで、松山1丁目13番及び松山1丁目14番並びに松山2丁目1番から12番まで

- (2) 沖縄市上地一丁目1番から3番まで及び上地一丁目9番から16番まで並びに上地二丁目1番、上地二丁目2番及び上地二丁目8番から10番まで
(特定営業者の禁止行為)

第19条 次に掲げる営業（以下この条及び次条において「特定営業」という。）を営む者（以下この条及び次条において「特定営業者」という。）は、特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員を客に接する業務に従事させてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業
- (2) 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- (3) 風適法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
- (4) 風適法第2条第13項に規定する接客業務受託営業
- (5) 風適法第2条第13項第4号に規定する酒類提供飲食店営業（午前零時から午前6時までの時間において営業を営むものに限る。）

2 特定営業者は、特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員からその営業所における用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。次項及び次条第2号において同じ。）の提供を受けてはならない。

3 特定営業者は、特別強化地域における特定営業に関し、用心棒の役務の提供を受ける対償又は特定営業を営むことを容認させる対償として、暴力団員に対して、利益の供与をしてはならない。

（暴力団員の禁止行為）

第20条 暴力団員は、特別強化地域における特定営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 客に接する業務に従事すること。
- (2) 特定営業者のために用心棒の役務を提供すること。
- (3) 特定営業者から前条第3項に規定する利益の供与を受けること。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

規 則

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第72号

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第2項」の次に「、第6項」を加え、同条第6項ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第9項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第11項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第6号

沖縄県迷惑行為防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県迷惑行為防止条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県迷惑行為防止条例施行規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「第6条」を「第7条」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「第7条」を「第8条」に改める。

様式第3号中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第4号中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第18条」を「第21条」に改め、同条第3項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第4項中「第18条」を「第21条」に改める。

第7条中「第19条各項」を「第22条各項」に改める。

第8条中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第9条第1項及び第5項中「第20条第2項」を「第23条第2項」に改める。
様式第1号（表）中「第18条」を「第21条」に改め、同様式（裏）中「第19条第1項」を「第22条第1項」に、「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。
様式第7号中「第19条」を「第22条」に、「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--